

大分県報

令和元年
第六〇号
十一月二十九日

（金曜日）

目次

| | |
|----------------------------|---|
| 公安委員会規則 | 一 |
| 大分県道路交通法施行細則の一部改正 | 一 |
| 病院局管理規程 | 三 |
| 大分県病院局宿舍管理規程の一部改正 | 三 |
| 告示 | 三 |
| 生活保護法等による医療機関の指定 | 三 |
| 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出 | 四 |
| 都市計画事業の事業計画の変更認可 | 五 |
| 道路区域の変更 | 五 |
| 道路の供用開始 | 六 |
| 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正 | 六 |
| 教育委員会告示 | 六 |
| 博物館の登録 | 六 |
| 警察本部訓令 | 六 |
| 駐在所報償金支給規程の一部改正 | 六 |
| 大分県警察における航空隊の運用に関する規程の一部改正 | 七 |
| 公告 | 七 |
| 清算人の退任 | 七 |
| 落札者等の公示 | 八 |

○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月29日

大分県公安委員会委員長 岩本光生

大分県公安委員会規則第2号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項中「第104条の4第5項」の次に「（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第2項中「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付・再交付申請書」に改める。

第24条の4第3項中「運転経歴証明書再交付申請書（第20号様式の6）」を「運転経歴証明書交付・再交付申請書」に改める。

第20号様式の4を次のように改める。

令和元年十一月二十九日

大分県報（公安委規則）

一

第20号様式の4（第24条の3、第24条の4関係）

第20号様式の5を次のように改める。

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|---------|------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|
| 運転経歴証明書交付・再交付申請書（登録票） 大分県公安委員会 殿 | | 年 月 日 | 写真貼付欄 | | | | | | | | | | |
| フリガナ | 申請者氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | 日生 男・女 | | | | | | | | | | | |
| 住所 | ----- | | 手数料（証紙）貼付欄 | | | | | | | | | | |
| 連絡先 （電話） | （ ） — | | | | | | | | | | | | |
| 再交付理由 | | 記載事項の変更 | 有・無 | | | | | | | | | | |
| 資料区分 | 免許証番号 | | | | | | | | | | | | |
| B 9 | <table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table> | | | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | | | | |
| 申請取消年月日 有効期間満了年月日 | 年 月 日 | 処分番号 | | | | | | | | | | | |
| 交付年月日 <small>（運転経歴証明書申請時）</small> | 年 月 日 | 所属受付印欄 | | | | | | | | | | | |
| 照会番号 | <table border="1"> <tr> <td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td> </tr> </table> | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | 区分 | |
| □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | □ | | | | |

備考 申請者は、太枠内のみ記入すること。

第20号様式の5 (第24条の4関係)

| | | | |
|--|------|--------|-------|
| 運転経歴証明書記載事項変更届出書 (登録票) 大分県公安委員会 殿 | | 届出年月日 | 年 月 日 |
| | | 届出者氏名 | |
| カガナ | 生年月日 | 年 月 日 | |
| 変更事項 | 住所 | | |
| (表面) | | (裏面) | |
| 経歴証明書の写し 備考 1 届出者は、太枠内のみ記入すること。 2 変更事項欄は、変更する事項のみ記入すること。 | | 所属受付印欄 | |

第20号様式の6を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和元年12月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則による改正前の第20号様式の4、第20号様式の5及び第20号様式の6の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○病院局管理規程

大分県病院局宿舍管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十一月二十九日

大分県病院局長 田 代 英 哉

大分県病院局管理規程第三号

大分県病院局宿舍管理規程の一部を改正する規程

大分県病院局宿舍管理規程(平成十八年大分県病院局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中

| | | |
|----|----|----|
| 年齢 | 性別 | 年齢 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

を に改める。

附 則

この規程は、令和元年十二月一日から施行する。

○告 示

令和元年十一月二十九日

大分県報(公安委規則・病院局管理規程・告示)

大分県告示第三百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和元年十一月二十九日

| 大分県知事 広 瀬 勝 貞 | | 医療機関の名称 | 開設者の氏名 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------------|--------------------|--------------------|-----------------|-----|-------|
| 医療機関の名称 | 開設者の氏名 | 所在地 | 指定年月日 | | |
| 医療法人惺光会 富士本眼科中津院 | 医療法人惺光会 | 中津市島田本町四八番 | 令 元 ・ 一 一 ・ 一 | | |
| はぴりい訪問看護ステーション | 株式会社月の家 | 杵築市山香町大字小武四〇三番地三 | 平 三 〇 ・ 一 二 ・ 一 | | |
| 大信薬局日田駅前店 | 株式会社ディー・シー・トレーディング | 日田市元町一九―二四APEXビル二F | 令 元 ・ 九 ・ 一 | | |
| みやま薬局 | 株式会社淡水 | 玖珠郡玖珠町大字塚脇一七一―一 | 〃 | | |
| 中村たかクリニック | 医療法人結の里 | 別府市新港町一―三〇 | 令 元 ・ 七 ・ 一 | | |
| 杵築泌尿器科クリニック | 医療法人杵築泌尿器科クリニック | 杵築市大字大内字塩浜四五二六番地三 | 令 元 ・ 一 一 ・ 一 | | |
| 渡辺内科医院 | 医療法人渡辺内科医院 | 杵築市大字杵築六九一番地一 | 〃 | | |
| 川島整形外科病院 | 社会医療法人玄真堂 | 中津市大字宮夫一七番地 | 令 元 ・ 一 一 ・ 一 三 | | |
| 訪問看護ステーション | 株式会社河童屋 | 由布市挾間町挾間六一二番地一 | 令 元 ・ 一 一 ・ 一 | | |

シオンハンズ
 ゆう調剤薬局佐伯店
 さくら薬局
 まごころ調剤薬局はさま店
 あゆみ調剤薬局
 ほじん薬局佐伯店
 はあとふる薬局
 (有)城山調剤薬局北浜支店
 セイユー堂薬局
 杵築店

株式会社ソメヤ
 有限会社YHY
 有限会社まごころ調剤薬局
 株式会社エスケイエス
 有限会社輔仁薬局
 株式会社ピースカンパニー
 有限会社城山調剤薬局
 株式会社くすり
 のセイユー堂

佐伯市長島町二丁目二番一〇号
 豊後大野市大野町田中二六六一二
 由布市挾間町北方二―一
 速見郡日出町三八三九番地の六
 佐伯市女島区七二七二番地の一
 豊後高田市呉崎字新町一五九三番二
 杵築市大字杵築六六五―七五〇
 杵築市大字杵築北浜六六五―七三三

令 元 ・ 一 〇 ・ 一
 〃
 〃
 〃
 〃
 〃
 〃

大分県告示第三百十五号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
 令和元年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 マルシヨク関の江店
 別府市内竈北新田二十五番地一 外
 2 届出者の氏名又は名称及び住所
 株式会社サンリブ
 代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号
3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池 俊勝

大分市東春日町十三番十一号

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外六者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年九月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十一月二十九日から令和二年三月三十日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月三十日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第三百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和元年十一月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

一 施行者の名称

中津市

二 都市計画事業の種類及び名称

中津都市計画道路事業

三・五・五号 宮永角木線

三 事業施行期間

変更前 平成二十七年十一月十日から平成三十四年三月三十一日まで

変更後 平成二十七年十一月十日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

大分県告示第三百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

| 道路の種類及び路線名 | 区 間 | | 区域変更前後別 | | 敷地の幅員 | 延 長 |
|------------|--|---|---------------------|----------------------|---------|---------|
| | 前 | 後 | 前 | 後 | | |
| 一般国道三八七号 | 宇佐市院内町齋藤字柚ノ木一四三二番四から 宇佐市院内町齋藤字堀切一〇四番三まで | | メートル 二一・六 七・一 | メートル 二六・〇 一〇・三 | 一、四七六・七 | 一、四七六・七 |
| | 玖珠郡九重町大字菅原字川底一四四 三番五から | | メートル 一七・〇 | | | |

令和元年十一月二十九日

大分県報（告示）

五

| | | | | |
|--|--|--------------|-------------|------|
| 県道中津高田線 | 五番八まで | 前 | 七・五 | 四二・三 |
| | 玖珠郡九重町大字菅原字詰ノ平七七 三番一から 玖珠郡九重町大字菅原字詰ノ平七七 五番八まで | 後 | 六〇・五 八・五 | 四二・三 |
| 字佐市大字浜高家字東浜筋二五四番 五から 字佐市大字浜高家字東浜筋二五六番 三まで | 前 | 一五・九 一五・三 | 四三・二 | |
| | 後 | 二三・〇 一五・三 | 四三・二 | |

大分県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道大泊浜徳浦線

臼杵市大字深江字中道上九一九番三から
臼杵市大字深江字赤礁一四一四番七まで

令和・一二・一四

大分県告示第三百十九号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備えて置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

大分県知事 広瀬 貞

六 佐賀関港の(二) 概要の表中

| | | | |
|--------------------|------------------|---------------------|------------------|
| 五 | 四 | 五 | 四 |
| 駐車場 | 野積場 | 駐車場 | 野積場 |
| 二、四五七・三〇 平方メートル | 三二一・四七平方 メートル | 一、八五九・三三三 平方メートル | 一〇五・四八平方 メートル |
| | 附属地 | | 附属地 |

に改める。

を

この告示は、令和元年十二月一日から施行する。

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第六号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第十二条の規定により、博物館として令和元年十一月八日次のとおり登録した。

令和元年十一月二十九日

大分県教育委員会

名称

所在地

設置者

中津市歴史博物館

中津市二二九〇番地(三ノ丁)

中津市

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第12号

駐在所報償金支給規程(平成6年大分県警察本部訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

令和元年11月29日

警察署

| | |
|------------|--|
| 氏名 | |
| 続柄 | |
| 生年月日 | |
| 性別 | |
| 業務の協力経験年数等 | |

を

| | |
|------------|--|
| 氏名 | |
| 続柄 | |
| 生年月日 | |
| 業務の協力経験年数等 | |

に

改める。

附 則

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第13号

警察本
警察学
警察署

大分県警察における航空隊の運用に関する規程（平成27年大分県警察本部訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月29日

大分県警察本部長 石川 泰三

第4号様式中

| | | | | | |
|----|--|----|--|----|--|
| 氏名 | | 性別 | | 年齢 | |
|----|--|----|--|----|--|

を

| | | | |
|----|--|----|--|
| 氏名 | | 年齢 | |
|----|--|----|--|

に改める。

附 則

この訓令は、令和元年12月1日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、清算法人熊毛土地改良区（国東市）から、退任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和元年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 氏名 | 住 所 |
|-------|---------------|
| 花岡 勝也 | 国東市国見町向田五九〇番地 |
| 安部 秀壽 | 〃 岐部一三六八番地 |
| 池田 一幸 | 〃 向田一九三三番地四 |
| 花本 敬介 | 〃 向田六四〇番地 |
| 重光 仙三 | 〃 向田二三八番地一 |
| 土谷 和光 | 〃 大熊毛二九三八番地三 |
| 元浦 貞雄 | 〃 大熊毛二五七五番地 |
| 宮永 欣一 | 〃 大熊毛三〇四番地 |
| 村上 洋一 | 〃 小熊毛二六四七番地 |
| 栗山 正博 | 〃 小熊毛二三三八番地 |
| 栗本 照利 | 〃 小熊毛二一三一一番地 |
| 岐部 佳久 | 〃 岐部一八七七番地 |
| 前田 義隆 | 〃 岐部二六四六番地 |

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十一月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品の名称及び数量

県立学校ICT活用授業タブレット・無線PC機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 落札者を決定した日

令和元年十一月七日

四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野 田 隆 之

福岡県福岡市博多区御供所町1番1号

五 落札金額

百二十七万七千百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年九月二十七日